破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第１６４号
札幌市北区篠路１条８丁目６番89号
債務者　髙畠　孝次
1　決定年月日時　平成29年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１９８号
札幌市東区伏古11条２丁目２番14号
債務者　大倉沙矢歌
1　決定年月日時　平成29年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２０８号
札幌市中央区南10条西11丁目１番39―303号
債務者　土肥　　享
1　決定年月日時　平成29年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２１４号
札幌市豊平区豊平１条５丁目１番８号
債務者　中林　悦子（旧姓中山）
1　決定年月日時　平成29年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２３６号
札幌市北区新琴似１条８丁目４番７号
債務者　前田　佳明
1　決定年月日時　平成29年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２４３号
札幌市豊平区月寒東１条１丁目２番１号
債務者　久米　笛香
1　決定年月日時　平成29年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２５４号
札幌市東区東苗穂１条３丁目２番11号　札幌明啓院
債務者　小幡　政隆
1　決定年月日時　平成29年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第３２４号
札幌市東区北16条東７丁目２番１―206号
債務者　山口　佑太
1　決定年月日時　平成29年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第６号
北海道名寄市西七条南10丁目28番地48
債務者　藤本　弘美
1　決定年月日時　平成29年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
旭川地方裁判所名寄支部

平成２９年（フ）第３４号
群馬県高崎市吉井町岩井173番地１　アイムハイツ202号
債務者　新井　大助
1　決定年月日時　平成29年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２９年（フ）第２３号
埼玉県蓮田市馬込４丁目98番地　ラ・ポールＴＡＫＥＹＡＭＡ102号
債務者　黒須　昭司
1　決定年月日時　平成29年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第８５号
埼玉県上尾市大字上尾下659番地４　ピアハイム101
債務者　渋谷　真歩
1　決定年月日時　平成29年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１３３号
さいたま市桜区大字大久保領家540番地14―305
債務者　牧野　静枝（旧姓澤口）
1　決定年月日時　平成29年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１４１号
埼玉県北本市東間１丁目83番地１　アドコーポ103
債務者　川田真由美
1　決定年月日時　平成29年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１９９号
さいたま市南区曲本１丁目４番６号　レオパレス若葉101号
債務者　稲垣亜矢子（旧姓川崎）
1　決定年月日時　平成29年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第２２１号
さいたま市岩槻区西原１番51号　咲花パナハイツ201
債務者　梅澤　鉄也
1　決定年月日時　平成29年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係